

手数料等の減免について

福井県では、豪雨や竜巻などの自然災害による被災者の方々に対し、免許証の再交付等、各種行政許可の申請をされる場合に、その手数料等を減免することとしていますので、お知らせします。

○対象者 被災者、その他特に必要と認められる方々

○手数料等 被災者された方が、被災前の生活水準へ復帰するために必要となる各種行政許可、その他特に必要と認められるもの

項 目	減免額	減免期間
職業訓練指導員免許証 再交付手数料	全額	令和 9 年 8 月 29 日まで (原則 1 年)
技能検定合格証書 再発行手数料	全額	令和 9 年 8 月 29 日まで (原則 1 年)

○申請手続 申請手続きに際しては、り災証明書が必要となります。
り災証明書がない場合においては、窓口でご相談ください。

○還 付 被災した日以降に既に手続きを行い、手数料等を納めている場合は、還付いたしますので、窓口でご相談ください。

お早めに手続きをお願いします。

窓口 福井県産業労働部
労働政策課 就業支援グループ
電話：0776-20-0388 メール：rousei@pref.fukui.lg.jp